

## 発刊にあたってのご挨拶



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 松本 亮

PROFILE

大江橋法律事務所が日本の総合法律事務所として初めて上海の地に事務所を設立したのは1995年になります。それから四半世紀の間、中国を取り巻く経済環境は劇的に変化してきましたが、当事務所は、中国が世界の工場であった90年代以降、また世界の市場となった現在に至るまで、中国でビジネスを展開される日系企業の皆様に、その時代のニーズに応じたリーガルサービスを提供し続けて参りました。

そのような中、クライアントの皆様から、中国では頻繁に法律の制定や改正が行われており、アップデートしていくのが大変だとのことのご意見がありました。特に近時は、日進月歩のIT技術の進歩や深刻な環境問題に適時に対応するため、そのスピードがより一層増していると感じています。当事務所は、日系企業の皆様に対し、できるだけタイムリーに最新の情報をご提供することは、日系企業の皆様が中国で新法制定や法律改正を知らないことによる不測の事態に陥ることを予防することにつながると確信し、この度、中国の最新の法律やトピックをご紹介しますニュースレターを発刊させていただくことになりました。

内容につきましては、中国法務を専門とする日本人弁護士と当事務所の協力事務所である翰凌律師事務所の中国弁護士が、できるだけわかりやすく中国の最新の法律やトピックのご説明、中国でビジネスを展開するにあたって知っておくべき最新の判例のご紹介など、皆様のお役に立ち興味を持っていただけるような情報を幅広く取り扱っていく所存です。また上海で常駐しているからこそ知ることでできる現地情報をご紹介しますコラムも今後掲載する予定にしており、中国と直接のビジネス関係にない皆様も楽しんでいただける内容にしたいと考えています。

中国最新法律ニュースレターは、今後定期的に発刊していく予定にしております。末永くご購読いただけますようよろしくお願い申し上げます。

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによらねばならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。